入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。
平成26年2月12日
支出負担行為担当官
会計検査院事務総長官房会計課長
吉田　裕治

◎調達機関番号　004　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成26年1月30日（号外政府調達第18号）
2　訂正内容
⑴　1ページ目2段目2　競争参加資格⑶「平成25・26・27年度会計検査院競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA若しくはC等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること」を「平成25・26・27年度会計検査院競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA若しくはB等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること」に訂正いたします。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
平成26年2月12日
支出負担行為担当官
高松国税局総務部次長　岡田　知美

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　37
平成26年1月21日付（号外政府調達第11号・27ページ）掲載の入札公告「自動車保守管理委託業務（区分1～4）」を取り消します。

入札公告の取消

平成26年2月12日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社　関西支社
支社長　芝村　善治

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
平成25年11月20日付（号外政府調達第218号26～27ページ）掲載の入札公告「関西支社管内衛星携帯電話調達」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成26年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとします。
平成26年2月12日
支出負担行為担当官
東北農政局長　佐々木康雄

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中津山農業水利事業　後谷地排水機場建設工事
⑶　工事場所　宮城県石巻市成田地内
⑷　工事内容　排水機場工　1式
・基礎工　1式、機場本体工　1式、遊水池工　1式、上屋建築工　1式
⑸　工期　平成28年3月25日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート4,500㎥、鉄筋300ｔ、鋼管杭（φ600～700㎜）139本
⑺　本工事は、入札時に技術提案（ＶＥ提案）を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型）の適用工事で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、労働者確保に要する費用（労働者送迎費、宿泊費、借上費、現場労務者の募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）について、不足する技術者や技能者を広域的（被災地以外）に確保せざるを得ない場合及び建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者、又は条件を満たしている二者若しくは三者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、東北農政局長から特定建設工事共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　東北農政局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち土木一式工事及び建築一式工事の申請を行い受理されている者で、開札時においてその認定がなされていること。開札時において土木一式工事及び建築一式工事に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しないものが行った入札として無効とする。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記2の⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　東北農政局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち土木一式工事に係る一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であり、かつ、建築一式工事の客観点数が1,150点以上であること。また、特定建設工事共同企業体による申請の場合、代表者以外の構成員における土木一式工事の客観点数が1,150点以上であること。（上記2の⑶の再確認を受けた者にあっては再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑹　施工実績　平成10年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。
①　同種工事とは、揚・排水機場工事（農業用施設以外も含む。）とする。
②　当該実績が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。
①　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者とする。
ア　1級建設機械施工技士の資格を有する者
イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者